

国民健康保険の方へ

8月に高齢受給者証や限度額等 認定証を更新

○高齢受給者証

高齢受給者証は、70歳から74歳までの方（後期高齢者医療の適用を受ける方を除く）に1割（現役並みの所得のある方は3割）の自己負担割合を記載して交付しています。

7月中に郵送するのは、8月以降に使用する高齢受給者証です。今お手持ちの国民健康保険証は引き続き使用しますので、有効期限を確認のうえ高齢受給者証の交換をお願いします。

※高齢受給者証には「2割（平成24年3月31日まで1割）」または「3割」と記載されています。「2割（平成24年3月31日まで1割）」と記載のある方は（一）内の負担割合が適用されるため、1割の自己負担でお医者さんにかか

ることができまますので、「保険証」と「高齢受給者証」を必ず一緒に提示してください。

◎これから70歳になる方

高齢受給者証は誕生日の翌月から対象となり、70歳になった月に住民課国保年金班から自動的に郵送されます。（月の初日が誕生日の方は、その月から対象となります）

《例》

7月1日に生まれた方
↓7月から対象
7月2日から31日に生まれた方↓8月から対象

○限度額適用認定証と 限度額適用・標準負担額減額認定証

入院時の病院窓口負担を軽減するための、「限度額適用認定証」と「限度額適用

標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。自動更新されないため、

8月以降も引き続き認定証が必要な方は、7月中に再度申請してくださるようお願いいたします。

◎申請に必要なもの

①印かん、②国民健康保険証

◎申請場所

住民課国保年金班

※認定証の対象とならない方もいますので、新たに申請を希望される方は住民課国保年金班へお問い合わせください。

国民年金

所得の減少や失業など、経済的な理由で保険料を納付することが困難な場合は、本人の申請により保険料の納付が「免除（一部納付）」または「猶予」される制度があります。

■免除・猶予制度の種類

①免除（全額免除・一部納付）申請

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が全額、または一部免除されます。

◎若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

■対象期間

7月～平成24年6月（平成23年度）

※平成22年度の申請は、7月未まで

■申請に必要なもの

①年金手帳、②印かん、③所得証明書（1月2日以降に町内に転入された方）、④雇用保険受給資格者証や離職票（退職による申請の方）

被災による保険料の 特例免除制度

3月11日に発生した震災により被災し、住宅・家財・その他の財産についておおむね2分の1以上の損害を受けられた方や、福島第一原子力発電所の事故により震災発生日時点で対象市町村に住所を有していた方は

還付金詐欺にご注意ください！

「医療費の還付金があります」などと偽り、ATM（現金自動預払機）から現金を振り込ませようとする手口が県内で発生しています。不審な電話にはすぐに対応せず、住民課へお問い合わせください。

申請により特例免除が受けられます。（対象市町村についてはお問い合わせください）

■対象期間 2月～6月
※申請は7月未まで

■申請に必要なもの
①年金手帳、②印かん、③罹災証明書の写し（財産の損害による申請の方）、④住民票（原発事故による申請の方）